

資料 4 全国がん登録のマニュアルの改訂について

厚生労働省健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

全国がん登録のマニュアルの改訂

○利活用の更なる推進のため、関連マニュアルについて以下のとおり改訂を実施し、通知を发出。

都道府県向け

厚生発 0731 第 9 号
令和 8 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」
の改訂について

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっている。届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、厚生労働大臣、国立研究開発法人国立がん研究センター及び都道府県知事は、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を提供することができることとされている。また、提供を受けた情報の適切な利用や、全国がん登録情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理が求められている。

これまで、情報の利用に当たって必要な事項については「全国がん登録 利用マニュアル 第 2 版」（以下「旧利用マニュアル」という。）、情報の提供に当たっては「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 6 版」（以下「旧提供マニュアル」という。）に基づき、情報の利用及び提供が実施されているところである。

今般、法第 20 条の規定により提供される生存確認情報の取扱いに対する対応の変更を行ったので、別添のとおり、旧利用マニュアルを「全国がん登録 利用マニュアル 第 3 版」（以下「新利用マニュアル」という。）、旧提供マニュアルを「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 7 版」（以下「新提供マニュアル」という。）へ改訂したので、送付する。併せて、各種旧マニュアルと各種新マニュアルの改訂前後を比較した新旧対照表を作成したので、送付する。

貴職におかれては、法及び上記 2 点の各種新マニュアルに基づき、適切な取扱いについて遺漏なきを期されたい。併せて、管内の市町村、病院等その他のがん登録情報を利用する者へ、各種新マニュアルを周知いただき、適切な届出及び利用を推進されたい。なお、貴管内

病院向け

事務連絡
令和 8 年 7 月 31 日

別記病院等 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(公印省略)

「全国がん登録 情報の利用マニュアル」及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」
の改訂について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）において、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報を、都道府県知事に届け出ることとなっており、届出対象情報を基に全国がん登録データベースに記録された情報について、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの匿名化された情報を利用することができます。

これまで、「全国がん登録 情報の利用マニュアル 第 2 版」（以下「旧利用マニュアル」という。）及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 6 版」（以下「旧提供マニュアル」という。）等に基づき、情報の利用及び提供を行っていただいております。

今般、旧利用マニュアルを「全国がん登録 利用マニュアル 第 3 版」（以下「新利用マニュアル」という。）、旧提供マニュアルを「全国がん登録 情報の提供マニュアル 第 7 版」（以下「新提供マニュアル」という。）へ改訂し、下記ホームページで提供を開始いたしました。また、各種旧マニュアルと各種新マニュアルの改訂前後を比較した新旧対照表を作成したので、送付いたします。

貴院におかれましては、下記の各種新マニュアルを参照し、罹患情報等の都道府県知事への適切な届出及び情報の利用を行っていただくようお願いいたします。

全国がん登録のマニュアルの改訂

○マニュアル改訂について、通例の自治体に加え、関連学会への周知も実施。

日本癌治療学会



日本癌学会



日本臨床腫瘍学会



- ※ 1 日本癌治療学会（2026年8月4日掲載）<https://www.jSCO.or.jp/news/detail.html?itemid=1097&dispMid=767&TabModule1220=0>
- ※ 2 日本臨床腫瘍学会（2026年8月5日掲載）<https://www.jsMO.or.jp/>
- ※ 3 日本癌学会（2026年8月3日掲載）https://www.cancer.or.jp/modules/news/index.php?content_id=637
- ※ 4 日本がん登録協議会、日本疫学会、日本がん予防学会、日本公衆衛生学会、日本がん疫学・分子疫学研究会へも周知依頼を行い、会員へのメール等での周知が行われた。